

# 公益社団法人浦安青年会議所 経理規程

## 第1章 総則

第1条 本規程は、公益社団法人浦安青年会議所（以下本会議所という）の事業活動を合理的かつ適正に遂行するため、経理に関する事項を正確迅速に処理して、収支・資産状況を明確にすることを目的とする。

第2条 本会議所の会計処理については、公益法人会計基準に準拠するものとする。

第3条 本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

## 第2章 会計区分

第4条 会計は、一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分する。

2 一般会計は通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3 特別会計は、一般会計で処理するには不相当と認められる特別な事業に関する収支、緊急災害に対する人的支援を目的とする緊急活動事業への支出、又は本会議所の事務局の設置、維持運営の安定化、若しくは将来の新規事業に備えて毎年度の余剰金の一部を留保するための準備金を個別に経理する。

4 特別会計は次のとおり設定する。

(1) 緊急災害支援金特別会計

(2) 準備金特別会計

5 基金会計は、事業の恒久的運営や将来の大規模事業開催を図るために、法令並びに本会議所定款第6章規定の手続きに従い拠出された財産と、その運用により取得した財産の管理処分を経理する。

6 基金会計の設置は、理事会の議決により別に定める基金会計の設置に関する規程による。

## 第3章 勘定科目および帳簿組織

第5条 勘定科目、帳簿組織および伝票の様式・種類等については、理事会の議決をもって別に定める。

## 第4章 予 算

第6条 予算は、委員長等の事業計画案に基づき理事長がこれを立案し、理事会の審議を経たのち、総会の承認を得て成立する。

第7条 予算期間は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上する。

- 2 予備費を使用する場合には、財務理事を経て理事長の承認を得なければならない。
- 3 前項により予備費を使用したときには、理事長は理事会に報告しなければならない。

第8条の2 緊急災害支援金特別会計の支出については、理事会の承認を得なければならない。

2 同特別会計の支出について緊急を要する場合は、理事長の指示により支出することができ、理事長は直ちに理事会に報告しなければならない。

## 第5章 決 算

第9条 年度末決算書は、次の手続きにより作成する。

- (1) 財務理事は、別に定める決算に必要な帳簿類を整え、決算書類及び諸表を作成して理事長に提出しなければならない。
- (2) 理事長は、提出された決算書類等を取りまとめ、監事の監査を受け、理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第10条 決算期間は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第6章 監 査

第11条 監事は、内部監査を行う。

2 監事は、いつでも本会議所の監査を行うため帳簿の閲覧謄写及び必要な資料の提出を求めることができる。

《制定記録》

1998年 9月 2日 制定施行

1999年11月17日 改正施行

2013年11月20日 改正施行